

《論 文》

ヤングケアラーの出現とその意味するもの
— 言説的背景とケアラーへの支援の帰結をめぐる考察 —

浅 沼 裕 治

要 旨

本稿の目的は、社会構築主義の視座に基づきヤングケアラーをめぐる言説が何によって強化され、問題化されているのかについて、その意味や社会的背景を問い直し、「支援する対象としてのヤングケアラー」という認識による対応によってもたらされる帰結と、ヤングケアラーへの対応の視点を捉え直す視座を提示することである。ヤングケアラー問題が内包しているものとは、本来、大人の家族内成員がケアを行うはずであるにもかかわらず、その家庭の成員である子どもがケアを担っているということではなく、その家庭内において大人を含めた家族のみがケアを担わなければならないという、日本型福祉社会における家族が社会保障を代替している機能それ自体にある。したがって、日本において前者への対応がとられている現状においては、ヤングケアラーおよびその家族の社会からの潜在化という帰結をもたらす恐れがあるため、ケアを担う子どもたちが、いつ、どのくらいのケアを、どれだけの期間、担うことがヤングケアラーとして該当する状態であるのかを明らかにし、家族ケアを家族成員に担わせる機能自体を支援する必要があることを提示した。

キーワード：ヤングケアラー、言説、社会構築主義

1. 議論の所在と本稿の視点

現代日本社会が抱える諸問題、とりわけ子ども福祉に関わる分野において、ヤングケアラーが抱える諸点については、ひとつの解決すべき課題として人々に認識されるようになってきている。実際のところ日本においては、この事象が抱える問題点について、主として2000年代以降に学術的にも研究の蓄積がみられ、社会科学の分野を中心として各論者の間で問題点について一定のコンセンサスが形成されつつある。現代における子どもに関わる福祉的課題とされている児童虐待や子どもの貧困に比べ研究や実践の歴史は浅いものの、子ども福祉における社会的に注視される事象として認識が深まっているとあってよいだろう。

ところで、上野（1994）によると、社会問題の研究においては、問題と言説の関係をめぐり、

大別して2つの視点があるという。「そのひとつは、誰の目にも明らかに問題となる状態が存在し、その状態が言説をもたらすのだ、という暗黙の仮定」のもとで考察がなされるものであり、もうひとつは「逆に、言説のほうが問題を形づくっている」(上野 1994:3)という視座である。

前者は、問題とされる現象において論者によって見いだされる「有害とされる社会的状況を調査し、問題の範囲や原因を究明し今後の対応などに言及する、といったことが必要になってくる」(同上)。こうした視座に立ってヤングケアラーに関して考えるならば、ヤングケアラーの何が問題であるのかを当事者への調査などによって抽出し、その抱える問題の解決や緩和に向けた提言がなされることになる。

一方、後者の視点に立ちヤングケアラーについて考えるならば、観察者による「ヤングケアラー」そのもの、あるいはヤングケアラーをめぐる問題の提起という言説こそが、その問題が立ち現れる契機になるということである。「したがって、そこでの関心は言説そのもの、もしくはその言説が何によって信憑性を獲得しているかといった点の吟味にある」(上野 1994:3-4)。本稿の目的は、後者の視座に立ち、昔もいまも存在していた／いる「家族をケアする子ども＝ヤングケアラー」に対して、現代において焦点があてられ問題化されていることの意味や社会的背景を問い直し、「支援する対象としてのヤングケアラー」という認識による対応によってもたらされる帰結の危うさを考察することによって、ヤングケアラーへの対応の視座を捉え直す視点を提供することである。

このような立場で社会問題に対してひとつのアプローチの視点を提供してきたのが、社会構築主義 (Social Constructionism) といわれる立場である。Spector & Kitsuse (1977=1990) は、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」(Spector & Kitsuse 1977=1990:119)と定義し、社会問題がそのままの姿で立ち現れ、言説を形づくるのではなく、逆に、言説こそが問題を可視化するものとして捉え、その言説の立ち現れ方を考察する必要性を主張したのだった。

本稿では、主としてこの視点に基づき、ヤングケアラーをめぐる言説についてみてゆくことにする。ヤングケアラーをめぐる言説が、どのような契機によって強化され、問題の「深刻化」に信憑性が付与されているのかを紐解くことによって、問題の所在がどこにあるのかを示し、その帰結への問題点を提起することに本研究の独自性がある¹⁾と考える。

それではまず、ヤングケアラーという存在がどのように人口に膾炙され、言説が強化されているのかを確認することから始めてゆくことにしよう。

2. ヤングケアラーの「発見」—何が問題とされているのか—

日本においてヤングケアラーという存在が知られるようになったのは、それほど昔のことではない。学術的な視座におけるこの分野の成果としては、澁谷 (2018)、濱島 (2021)、澁谷 (2021)、

村上（2022）、澁谷（2022）などがあげられる。いずれもヤングケアラー当事者へのインタビュー結果や、ヤングケアラーに関する事例、自治体などのケアラーとその家族への支援事業の実態などを交え、その課題点を考察している。

例えば濱島（2021）は、ヤングケアラーが行っている支援は多面的であると述べ、認知症の祖父母の介護を行う子どもや、精神疾患の母親の代わりに家事や年下のきょうだいの世話をする子ども、またアルコール依存の父親を感情面でサポートしたり、障がいや有するきょうだいの世話をする子どもなどがいると述べている（濱島 2021：22-23）。さらに、ヤングケアラーの当事者の語りとして、朝田（2022）や、吉野他（2021）などにおいて、自身のヤングケアラーとしてのケア経験が踏まえられた論考も出てきている。

では、そもそもヤングケアラーとはどのように定義されているのだろうか。この点について、日本においてヤングケアラーへの支援を中心的に行ってきた「日本ケアラー連盟」によると、ヤングケアラーとは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子ども」（日本ケアラー連盟ホームページ）と定義されている。しかし、これが法的に定義されているわけではない（持田 2022：29）。また、同連盟のホームページの情報によると、18歳から概ね30歳代までの家族ケアを行う者を「若者ケアラー」として、こうしたケアラーが担う内容として、以下の7項目を挙げている。

- ・家事：料理や洗濯、掃除など
- ・一般的なケア：着替えや移動の介助など
- ・情緒面のサポート：見守り、声かけ、励ましなど
- ・身辺ケア：入浴やトイレの介助
- ・医療的なケア：投薬管理など
- ・きょうだいの世話：世話、見守り
- ・その他：金銭の管理、通院の付添い、家計を支えるための労働、家族のための通訳など

このようにケアラーが行うケアとして定義されているものは、家事や身辺のケアのみではなく、家族への声かけや励ましなど情緒面のサポートも含まれ、その範囲は多岐にわたる。そして、ヤングケアラーとは、家族内において本来は大人が担うべきケアを、その家族の18歳未満の子どもが担うこと、また、家事や家族の世話、介護といった日常生活にまつわることや、身体的ケアのみではなく、話し相手になることなどコミュニケーションを中心とする感情面のサポートを子どもが担うことを引き受けることが含まれているという（日本ケアラー連盟ホームページ）。しかし、このような行為を、ケアラーがいつ、どのくらいの関り度合いで、どのくらいの期間を遂行することがケアであるのかについては述べられているわけではない。日本ケア連盟は2010年に発足し

ていることから、この時期から日本でもヤングケアラーに関する支援の実践が始まっていることがうかがえる。

また、このようなヤングケアラーの存在が社会に浸透していく過程については、政府がはたしている役割も大きい。政府は、2021年に厚生労働省と文部科学省の各副大臣を共同議長として、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」(以下、「プロジェクトチーム」と略す)を立ち上げ、同年5月に「ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため」(ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 2021:1 (以下、「報告書」と略す))として取り組むべき課題に関する報告書を公表している。

この報告書では、(1) 早期発見・把握について、(2) 支援策の推進、(3) 社会的認知度の向上、の3点を厚生労働省と文部科学省が合同で今後取り組むべき施策として掲げている。

以下では、ヤングケアラー支援政策の屋台骨ともなっている本報告書において、政府が提示している取り組むべき施策として挙げている諸点を具体的みていくことで、ヤングケアラーが問題化されてゆく過程をみてゆくことにしよう。

2-1. 「プロジェクトチーム報告書」の問題構制

まず、プロジェクトチームは報告書の冒頭で、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)が実施した調査報告書のデータを基に、以下のように記述を行っている。

世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果となった。その中には、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果であった。本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況がうかがえる(報告書 2021:1)(傍点:引用者)。

ここで留意しておきたいのは、この報告書にてヤングケアラーと定義される子どもをめぐる以下の点である。

- ①ヤングケアラーとされる子どもの割合が極めて少数であるという点。
- ②ケアをしている子ども自身が「世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる」点。
- ③報告書において「本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く」存在していると指摘している点。

まず、①についてである。世話をしている家族がいる、つまり、ヤングケアラーと定義される子どもが中学2年生で5.7%であり、高校2年生生においては4.1%と、極めて少数であるということである。むろん、少数であるからとって、それを等閑視してよいということではない。しかし、後述するように、そもそも家族ケアを苦痛であると感じていない者を含め、行政が公的に広報・周知を行い、積極的にヤングケアラー家族へ介入していくことの必要性については議論の余地があるのではないだろうか。

さらに②について、ヤングケアラーと定義される者のうち、半数の子どもが、「自身のやりたいことへの影響がない」と回答している。つまり、ケアを担うことによって自身の生活上の困難が特にないと感じている者に、支援を行う必要があるのかということである。報告書では、続く③について、ヤングケアラーとしての「自覚がないものが多」と指摘しているように、ケアが日常化しているなどの理由で、自身の状態を客観視することができず、ケアが日常化している子どももいるかもしれない。しかし、そのケアを担ったこと／担わずにいたことによって、将来への影響がどの程度の差が生じているのかを測定しているわけではない。この視点は、先入観や恣意的な視点が含まれているようにみえてならない。

③では、ヤングケアラーであるという自覚がない者が多いと、当事者たちへヤングケアラーであることのラベリングの必要性が暗に含まれているとも読める記述になっている。ここで家族ケアを担う子どもに対して支援が必要か否かを判断するのは、ヤングケアラー自身でも当事者家族でもなく、外部の者ということになる。「ヤングケアラー」としてのラベリングを行い、「支援が必要な子ども」として定義を行うのは、家族やその子どもではなく、第三者である。しかし、ヤングケアラーとは、本来は家族成員のうち大人が担う家族ケアを子どもが担っている場合と定義されるものである以上、この定義ではその状態を判定する者によって、いかようにも操作が可能なものとなる。

現にこの調査では、どのくらいの期間を子どもが家族ケアに関わっているのかについて問われていない点が不可解である。質問紙では「世話をしている家族」がいる／いないという二件法でたずねており、「いる」と回答している者に対して、どのくらいの年月を費やしてケアを行っているのかは不問にされている。一般的には、むしろ年下のきょうだいがいる場合に、そのきょうだいの世話をしたことがない子どもの方が圧倒的に少数なのではないだろうか。

以上の点を総合すると、政府によるヤングケアラーをめぐる認識とは、①ヤングケアラーである子どもの割合は調査対象となった子どもの5%程度に過ぎず、②ケアを行っている子どもの半数は自分のやりたいことへ影響がないと感じているにもかかわらず、③子ども本人にとってはヤングケアラーという自覚（自己認識）がないという認識のもと支援の必要性が説かれているという解釈が成り立つ。

逆に報告書の響に倣うならば、ヤングケアラーは、①5%前後と少数であるが、②半数の子どもたちはケアをしていることで自分のやりたいことへの影響が出ており、③また、人生経験が大

人と比較して乏しい子どもたちは、自己を客観視し自身がヤングケアラーであるという自覚も持ちにくいために支援が必要とされる、ということになる。

とするならば、なぜこのような視点でヤングケアラーが捉えられ支援の対象となる必要性があるのかを考察する必要があるだろう。次節では、近年の福祉政策における「援助を必要とする個人」がどのように創りあげられているのかを、社会構築主義の知見を援用することによりみてゆくことにする。そのことでヤングケアラーという存在がどのように「深刻化」への意味付与がなされてきているのかを議論する。

3. 「アウトリーチ」, 「福祉サービスへのつなぎ」, 「社会的認知度の向上」

報告書では、ヤングケアラーに対する支援としてソーシャルワークの視点があげられている。そこでは「3. 厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について」という節において、具体的な策として、(1) 早期発見・把握について、(2) 支援策の推進、(3) 社会的認知度の向上の3点を挙げている。それぞれの項目でヤングケアラー支援に向けて着目されている点について具体的にみてゆくことにしよう。

3-1. 「早期発見・把握」をするための「アウトリーチ」

まず、「(1) 早期発見・把握について」をみていく。

報告書では、「ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。支援を行うにあたっては、まずは、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより（傍点：引用者）、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要である」（報告書 2021：2）と述べられている。

つまり、ヤングケアラーをめぐる把握については、「福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し」（同上）ながら、潜在化しがちなヤングケアラーの存在を、彼らからの支援の要請を待つのではなく、積極的に彼らの存在を掘り起こすことが目指されている。それは報告書によると、「本人や家族にヤングケアラーという自覚がないこと」、すなわち自覚がない者に対してヤングケアラーであるということを認識させることが必要であると述べられている。

そのための具体策として報告書では、「ア 学校においてヤングケアラーを把握する取組」、「イ 医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組」、「ウ 児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する取組」、「エ 地方自治体における現状把握の推進」の4つをあげている。

「ア」においては、学校の教職員が日頃から子どもの観察や保護者が学校行事等に関わる様々な機会において教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と接することで、

家庭における子どもの状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・把握につながることで、「イ」では、「ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、すでに医療、介護、福祉等の機関における医療ソーシャルワーカー等や介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職の関わりがある場合も一定数あると考えられる」（報告書 2021：3）ことから、「ヤングケアラーの把握に当たり、子ども本人にその認識がない場合には、こうした専門職がケアの担い手について把握することが求められる」（同上）としている。

「ウ」では、「学校に通えていない、または福祉事業者とのつながりが少ないなど、家族以外との接触のないヤングケアラーは、特に潜在化しやすいと考えられ」（同上）るため、「児童委員、子ども食堂、学習支援等、地域や民間の目で発見・把握することが重要である」（報告書 2021：3-4）としている。

「エ」では、「それぞれの地域でヤングケアラーに対する支援を適切に行うとともに、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起するためには、地方自治体単位で実態調査を行うことが有効である」（報告書 2021：4）としている。

上野（2017）は、ソーシャルワークが専門職として確立する過程で、「援助を必要とするトラブルを持つ個人」がどのように創りあげられてきたかを英語圏での議論を参照に論じている（上野 2017）。そのなかで、近年の福祉政策においてソーシャルワークが心理療法化し、さらにソーシャルワーカーに単に来訪者の相談に応じるのではなく、「援助の必要な人たち」を積極的に調査し発見する機能まで付与されていると述べている（上野 2017：68）。「プロジェクトチーム」におけるヤングケアラーをめぐる対応についても、これと同じ軌道をもつことが見て取れる。これまでに述べてきた「早期発見・把握」のための手段は、アウトリーチにより潜在化しがちなヤングケアラーを、学校をはじめとする様々な機関が連携を取りながら「発見」し、さらに人々へ「問題意識を喚起」するための啓発活動を行うことを提言している。いわば全方位的にケアを行う子どもを取り囲み、「ヤングケアラーである子ども」をピックアップする方策がとられているといえるだろう。

3-2. 「支援策の推進」のための「福祉サービスへのつなぎ」

このことは、報告書の「(2) 支援策の推進」の項でより鮮明化して現れる。報告書では、以下のような記述がなされている。

支援が必要なヤングケアラーを発見し、必要な福祉サービスにつなげるためには、(1)（引用者 注：「早期発見・把握について」）によって得られるアウトリーチ支援のほか、ヤングケアラー自身による自発的な相談で把握することも重要である。調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無を質問し

たところ、中学2年生では67.7%、全日制高校2年生では64.2%が相談した経験がないと回答している一方で、学校や大人に助けてほしいことや必要な支援については、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」と回答した者が1～2割程度あり、自由記述における意見においても、相談窓口やヤングケアラー同士のコミュニティの設置を求める声があった(報告書 2021:4)。

ここであげられている、「中学2年生では67.7%、全日制高校2年生では64.2%が相談した経験がないと回答している」(同上 2021:4)というデータは、報告書の冒頭に記載されている「世話をしている家族が「いる」と回答した子ども、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%」(同上書 2021:1)における内訳であり、母数の全体における比率ではないことに留意が必要である。つまり、もともと極めて少数であるヤングケアラーを焦点化し、その少数者に対して行政や「専門家」による対応の必要性が述べられているわけである。

上野(1994)は、児童虐待について社会構築主義的に考察した論考において、児童虐待のクレームが児童福祉、看護、精神保健、法律などの多岐にわたる領域の専門家たちによって申し立てられていることを引き合いに以下のように述べる。

専門家の援助なくしてはこの問題は解決不可能という情報を含ませ、早急な組織的対応を結論づけている。その対応とは、保護体制の構築と、それを可能にする法的な整備のふたつの柱から成っている。保健所、医療、福祉機関、学校、司法、警察などのシステム化が要請され、専門機関が互いに相互連携を強めることの必要性がうたわれる(上野 1994:12)。

ヤングケアラーをめぐる報告書の支援内容も、この児童虐待に対する対応の必要性と軌を一にすると捉えられる。ヤングケアラーに向けられているまなざしは児童虐待と同様に、行政機関の相互連携と「専門家」による介入の必要性が(世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いるにもかかわらず)うたわれているのである。それを報告書では「福祉サービスへのつなぎ」(報告書 2021:5)という表現をしている。

さらに「幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援」として、「・・・世話をしている家族が「いる」と回答した中高生のうち、世話をしている家族の内訳としては、「きょうだい」が最も多くなっており、「きょうだい」の状況としては「幼い」が最も多くなっている。その世話の内容としては、「見守り」、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」、「きょうだいの世話や保育園等への送迎など」が多い。とりわけ、ひとり親家庭では、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」、「きょうだいの世話や保育園等への送迎など」の割合が「二世帯世代」等と比べて高くなっており、親に代わって幼いきょうだいのケアをするヤングケアラーの姿が浮き彫りになっている。こうした家庭に対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要

であると考えられる。このため、支援が必要なひとり親家庭に対する生活支援を推進するとともに、ヤングケアラーがいる家庭など困難な状況にある家庭に対する家庭支援の在り方を検討する」（報告書 2021：7）と述べている。つまり、現代のヤングケアラーのうち、年少のきょうだいをケアするヤングケアラーの割合が最も高く、親に代わり、年長の子どもが、年少のきょうだいのケアを行っている子どもが多く存在しているため、その支援が必要ということである。

こうしたことが問題化されること自体が極めて現代的な捉えられ方である。というのも、多くの子ども史に関する研究が明らかにしているように、家族内において年長の子どもが年少の子どもをケア（より有り体に言えば、面倒を見る）することは、少なくとも戦後しばらくの間までは当たり前のように見られる光景であったことが明らかにされている（たとえば野本 2007, 中野 2012など）。「弟や妹の面倒見のよい兄／姉」から、「弟／妹の面倒を見ている兄／姉の社会問題化」としてヤングケアラーという概念が発現し、現代の家族内において、年長の子どもが年少の子どものケアをおこなっていること自体が問題視され、その支援を行うことが前提として議論が行われている（上原 2022など）。

3-3. 「社会的認知度の向上」

報告書では、ヤングケアラーに対する社会的認知度を向上させることが必要であることも述べられている。

学校におけるヤングケアラーの認知度については、「言葉を知らない」及び「言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない」を合わせると約4割を占めるほか、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、子ども自身のヤングケアラーについての認知度向上が必要である（報告書 2021：7）。

そして、「このため、来年度（引用者 注：2022年度）から3年間で「集中取組期間」とし、（中略）ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため「ヤングケアラー」認知度向上キャンペーン」（仮称）を実施する」（報告書 2021：7）としている。また、「このキャンペーンのフォローアップとして、社会全体におけるヤングケアラーの認知度を調査するとともに、当面は既に調査を行っている中高生について、認知度を5割にすることを目指す」（報告書 2021：7-8）として、社会的認知度に対して数値目標を掲げている。その際の留意点として報告書は、「こうした周知・広報を行う際には、家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう留意する必要がある」（報告書 2021：8）としている。

しかし、認知度を5割にする数値目標を掲げるこの意味や必要性については、報告書において

触れられているわけではない。また、「過度な負担」とはどの程度までを指すのか、「子どもらしい生活」とは具体的にどのような生活であるのかについて説明があるわけではない。報告書は、単に社会的認知度を向上させるための「キャンペーン」を行い、ヤングケアラーの「周知・啓発」を行うことのみが掲げられているのである。なぜ、ヤングケアラーについての社会的認知が必要なのか、そのことがどのようにヤングケアラーへの支援にとって意味があることなのかを説明することが必要であるはずだが、この点が抜け落ちており、ヤングケアラーの啓発・周知ありきの政策となっている。

4. ヤングケアラー支援への批判的言説

こうした状況において、ヤングケアラーを支援の対象とし、言説が構築されていることに対して批判的なまなざしを向ける論考も出現し始めている。

例えば、上野(2022)は、ヤングケアラー概念を啓発する昨今の言説は批判的な検討に拓かれるべきであるという立場を取っている(上野 2022: 185)。そのうえで、英国におけるヤングケアラーの議論を参照しつつ、報告書(2021)でのヤングケアラーの早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が謳われていることについて、子どもの介護力を前提とせずにケアプランのアセスメントを行うことが記されていることは評価しつつ、この報告書の焦点づけは子どもであり、そもそも親への福祉サービスが不十分であるがゆえに、子どもへケア負担がかかっていることから、報告書が提唱している支援策は、順番が逆であると述べている(上野 2022: 192)。近年のヤングケアラー概念の社会的浸透により、子どもが家族ケアを遂行するということが、親のケア能力の低さと関連づけられ「不十分な親」の烙印を押される恐れがあるという。それゆえ上野は、ヤングケアラーの問題を、子どもの学校でのパフォーマンスの問題や社会参加の問題、自尊心や精神衛生だけではなく、親のネグレクトとしてみる兆しが出てきていることに危機感を表明している(上野 2022)。

「ヤングケアラー概念は、ペアレンティングのイメージを刷新させ、障害や慢性疾患を持つ親を『不十分な親』とみなす発想とつながっている。そえゆえ、ヤングケアラーの子どもたちのストーリーは、被虐待児のストーリーとして実に簡単に読まれてしまう」(上野 2022: 185)。

日本の児童虐待防止対策では、すでに親の障害は「リスク要因」として位置づけられており、また、具体的な子育て相談窓口を利用することで「育児不安」という見方が強化され、児童虐待の嫌疑が浮上する判定のひとつの材料として用いられていると上野は述べる。こうした状況でヤングケアラー概念の登場により、ペアレンティングの定義が刷新され、障害や慢性疾患をもつ親が正式に「不十分な親」とみなされる。これは祖父母やきょうだいの世話についても経済的困窮世帯では親の就労ゆえにケアができず、市場からサービスを購入することもできない状況ゆえに、子どもが家族のケアに関わることで、親のネグレクトとみなされうる解釈枠組みが台頭した

という（上野 2022）。そして、ヤングケアラー概念を突き詰めると大人が施設に入所するか、子どもが親元を離れるかの選択になるということは日本においてもあながち誇張というわけでもない（上野 2022：196）と述べている。

少なくとも当初はヤングケアラーとその家族を「支援」するという目的で始められた施策が、結果としてその家族を離散させる帰結を招く可能性があることにわれわれは注意深くある必要があるだろう。

また、松村（2022）は、ヤングケアラーという呼称とその社会的浸透は慎重であるべきだと述べている。ヤングケアラーであることによって周りの子どもとは違う異質な存在として見做される恐れがあり、同質性が要求される日本社会において、その存在自体が仲間外れやいじめのリスクと直結するという（松村 2022）。また、ヤングケアラーというラベリングは、ヤングケアラーとそうではない子どもを区別・分断するため当事者に強いスティグマをもたらす危険があると述べる（松村 2022）。そして、ヤングケアラーの問題点について以下のように指摘している。

親が家庭でのケアを果たせない時に、同じく家族である子どもがケアを代行せざるを得ないというあり方に、根源的な問題があることを忘れてはならない。換言すれば、家庭のみがケア負担を担うというあり方や、家族や世帯への福祉サービスの不十分さこそが、まず改善される必要があろうといえる（松村 2022）。

つまり、ヤングケアラーの問題点とは、本来であれば大人の家族内成員がケアを行うはずであるにもかかわらず、その家庭の子どもがケアを担っているということではなく、その家庭内においてケアを必要とする大人を含めた家族のみがケアを担わなければならないという、日本型福祉社会における家族が社会保障を代替している機能それ自体ということである。松村も指摘するように、「日本では、家族主義といわれる福祉レジームのもと、育児や介護といったケアは基本的に家族の責任とみなされ、他方、公的な福祉制度は家族のケアが及ばない場合に、補足的・応急的に機能するものとされてきた」（松村 2022）。そして、こうした家族によるケア責任を基本として、家族ケアが及ばない場合のみに補足的・応急的に福祉サービスが現れるというあり方は、ヤングケアラー支援のロジックとも奇妙なほどに一致しており、家族によるケア責任を不動の所与の前提として、親による家族ケアが及ばない場合や、親の代行として子どもがケアを担わざるを得ない段になってようやく、対象を限定したうえで、補足的・応急的な支援として発現し得るものだからであると述べる（松村 2022）。

したがって、ヤングケアラーに向けられているまなざしの問題点とは、先に挙げた政府の報告書が述べるようなヤングケアラーそのものを掘り起こす作業が、逆説的にヤングケアラーを追い詰める形になるばかりか、その家族成員もまた、「不十分な親」（上野 2022）としてのスティグマを付与され、自己の尊厳を棄損しかねないことにある。さらに、「今後3年間を『集中取組期間』

とし、(中略)ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組む(報告書 2021:7-8)み、ヤングケラーという概念を社会に浸透させるほどに、本当の意味で支援が必要なヤングケアラーたちは声を潜め、自分たちが社会から「発見されないよう」にアンダーグラウンド化する。ヤングケアラー概念が社会的に浸透してゆくことはヤングケラーの親にとっても脅威である。こうして、当該家族が抱えるケア問題が潜在化・深刻化してゆくことが考えられる。

5. おわりに

本稿は、家族のケアを行う子どもたちをヤングケアラーとしてラベリングし、政府をはじめとする公的機関がその概念を周知させ、さまざまな福祉機関がアウトリーチを行い、積極的な支援を行う存在として定義づけることがはたして妥当なのかという問題意識のもと、それらの言説が誰によって申し立てられ、言説が強化され、ヤングケアラーへ対応がなされているのかに着目し考察を行ってきた。時代背景や社会的状況は異なるものの、日本の戦後間もなくにおいては、家族内において年長の子どもの年少の子どもの世話をすることは当たり前のことであったといわれている(中野 2012)。そのような時代にケアを担う子どもが「ヤングケアラー」と定義づけられることはなかった。とするならば、なぜ現代においてヤングケアラーという概念が登場し、その支援が模索されているのかを考察することは、児童虐待や貧困など広く現代日本の子どもたちが抱えている問題とされている事象とも関連づけ考えることができるはずである。

また、紙幅の関係で本稿においては詳細に論じることはできないが、ヤングケラーという概念の出現は、福祉領域における「専門職」の増加と多元化とも軌を一にするものであるとも考える²⁾。その意味で極めて現代な事象ということができよう。しかし、その帰結として行政や専門職による家族への介入を容易にするものであり、そうした介入を受けた親が「不十分な親」(上野 2022:196)とみなされうる余地を与え、それを回避しようとする本当に支援が必要な家族が潜在化する危険性を孕んでいることを本稿は強調したい。ヤングケアラーに限定した場合、アウトリーチを積極的に行い、対象となる子どもを掘り起こす作業は、当該家族の大人(主に親)たちのケア能力のなさを指摘するに等しい行為であり、その後の家族ケア意欲の衰退や、家族ケア自体の外部化が進行し、家族成員の分断という結末を迎える可能性を内包している³⁾。

それを回避するには、「子どもはなぜ家族ケアをするのか」、という問いをたてることによって、問題を当該家族ではなく、今もなお社会保障機能の多くを家族に依存している社会の問題として捉える必要がある。そして、そのことがヤングケアラーたちが家族ケアの負担から解放されるための一つの道筋が見出されるものと考えられるのである。

ヤングケアラーをめぐっては、その定義が「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子ども」とされており、18歳未満の子どもが、いつ、どのくらいのケアを、どれだけの期間、

担うことがヤングケアラーとして該当する状態であるのかが判然としていない。このことは、本来、外部の支援を必要としないケアを担う子どもがいる家庭に対し、不必要に、また過剰に専門家が当該家族へ介入する余地を与えると同時に、現実の家族関係や親子関係の実態を捨象した政策提言に結びつく危険性をも孕んでいる。

こうしたことを踏まえ、本稿の今後の課題として、ヤングケアラーと判定された家族に具体的にどのような介入がどの程度行われているのか、そして、本稿が指摘したようなヤングケアラーの掘り起こし作業によって逆説的に生じてしまうヤングケアラー家族の潜在化による弊害が、当該家族に具体的にどのように生起しているのかについての考察が必要となるだろう。また、ヤングケアラーが属する地域や親の職業を含め、社会階層との関連でも考察を行う必要があると考える。これらについては、今後、稿を改めてみてゆくことにしたい。

注

- 1) このことは、ヤングケアラーが抱えている問題が存在しないということや、抱える問題に対して対策や支援を行う必要がない、ということと同じではない。むしろ、ヤングケアラーが抱えている問題が家族によるケア問題に矮小化し、深刻化していると捉えられているこの問題への視点に対し、家族の問題を社会のあり方に見出すという問題設定を本稿では模索したのである。
- 2) 「専門職」の増加・多元化に関する論考については、例えば三島（2016）などを参照のこと。
- 3) むろん本稿は、「アウトリーチ」の福祉的实践自体を否定しているものではない。むしろ本稿で述べたように、本来の意味で支援が必要な当事者へ支援が届けられることを本稿では推奨をしている。例えば、生活困窮者や障がいにより支援の必要性を自覚していないものに対して、福祉的支援の手が差し伸べられることは、「生命の維持」という観点からも積極的に行われる必要がある。

引用文献

- 朝田健太（2022）「元当事者から見たヤングケアラーの支援の近況」、『現代思想』第50巻第14号，pp.23-28.
- 上野加代子（1994）「児童虐待の社会的構築—一言説にみる問題の帰属—」、『ソシオロジ』39(2)，pp.3-18.
- （2017）「福祉の研究領域における構築主義の展開」、『社会学評論』68(1)，pp.70-86.
- （2022）『虐待リスク構築される子育て標準家族—』生活書院.
- 上原美子（2022）「学校に期待されるヤングケアラーの理解と支援」、『日本健康相談活動学会誌』17(2)，pp.28-32.
- 澁谷智子（2018）『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実—』中央公論新社.
- （編）（2020）『ヤングケアラー わたしの語り』生活書院.
- （2022）『ヤングケアラーってなんだろう』筑摩書房.
- Spector, Malcolm & Kitsuse, John I. (1977) *Constructing Social Problems*, Cummings. (=1990, 村上直之他訳『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—』, マルジュ社.
- 中野 光（2012）『戦後の子ども史』金子書房.
- 日本ケアラー連盟ホームページ, 『ヤングケアラープロジェクト』, <https://youngcarerpj.jimdofree.com/>（最終閲覧：2023年5月29日）.
- , 『ヤングケアラーとは』, <https://carersjapan.com/about-carer/young-carer/>（最終閲覧：2023年5月29日）.
- 野本三吉（2007）『子ども観の戦後史』現代書館.
- 濱島淑恵（2021）『子ども介護者—ヤングケアラーの現実と社会の壁—』KADOKAWA.
- 松村智史（2022）「ヤングケアラーに着目する「危うさ」と「契機」—日本社会における家族と社会のケアをめぐる—」『SYNODOS』, <https://synodos.jp/opinion/society/28413/>（最終閲覧：2023年5月25日）.
- 三島亜紀子（2016）『社会福祉学の〈科学〉性—ソーシャルワーカーは専門職か?—』勁草書房.

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)『ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』。
- 村上靖彦(2022)『「ヤングケアラー」とは誰か—家族を“気づかう”子どもたちの孤立—』朝日新聞出版。
- 持田恭子(2022)「家族が家族だけでケアを抱えなくていい社会へ」,『現代思想』第50巻第14号, pp.29-39.
- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム(2021)『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告』, <https://www.mhlw.go.jp/content/000780549.pdf>
(最終閲覧:2023年5月26日)。
- 吉野祐樹他(2021)「しんどいのは自分一人じゃない 葛藤する気持ちを共有できた—ふうせんの会のとりのくみ—」,『ヤングケアラー 女も男も—自立・平等—』No.138, pp.60-66.

Social Construction of Young Carer in Japan:
A Study of the Discourse Background and Results of Support for Carers

ASANUMA Yuji

Abstract

The aim of this paper is to reexamine how the discourse around young carers is reinforced and becoming an issue based on social constructionism, as well as the meaning and social context of that shift; to consider the results that could be achieved by recognizing that young carers should be given support; and to take a fresh look at the perspective of support for young carers. Issues connected to young carers lie not with children bearing responsibility for care-giving despite such care ordinarily being carried out by adult family members, but rather the actual functions of Japanese-style welfare society in which families are effectively substitutes for social security, which means that family members (including adults) are obligated to shoulder care-giving alone, without outside help. In the current situation in Japan, whereby there is support for the former, it is feared that this may lead to young carers and their families being hidden from society. Therefore, this paper has clarified the timing, amount and duration of care that children bearing responsibility for care-giving provide to be classified as young carers, showing that there is a need to support the actual functions through which family members are made to shoulder family care.

Keywords: Young Carer, Discourse, Social Constructionism

(あさぬま ゆうじ 札幌学院大学人文学部准教授)